

令和5年度 第5回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年8月3日（木）15時
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）橋本茂子 （教育委員）山口直登
（教育委員）川原 悟 （教育委員）長下亜希
（教 育 長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者： —
- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第14号 議案の撤回について

（3）協議事項

① 総合教育会議に係る協議案件について

（4）報告事項

- ① 小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について（第3回）
- ② 全国学力調査の結果、考察について
- ③ 東彼杵中学校校舎内部改修工事計画について
- ④ 令和5年度地域学校協働本部活動の推進状況について
- ⑤ 7月行政報告
- ⑥ 8月行事予定

（5）その他

- ① 令和5年度東彼杵町学力向上研修会出欠確認について
- ② 臨時教育委員会開催について
- ③ 総合教育会議開催日程調整について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

夏休み中の子ども達に対して酷暑での熱中症対策や水難事項防止等への注意喚起の指導を改めて学校に指示したこと、また7月中の行事として、県中体連への参加状況や全国学力調査結果の公表、新任のALTの着任などを報告し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた7月7日開催の令和5年度第4回定例教育委員会の議事録の内容確認について、修正及び内容確認等のご意見が山口委員及び川原委員から指摘があったことを報告し、修正部分を口頭で説明を行い、修正した。

その他には、意見や修正は無く、修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容もって、承認を受ける。

教育次長

只今、承認を受けました議事録の議事録署名人について、山口委員を指名し、承諾を求める。

教育長及び教育委員全員

承諾を受ける。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第14号、議案の撤回についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第14号、議案の撤回について説明します。

まず初めに、この度の議案の撤回という事態に至りましたことを、深く反省し、お詫び申し上げます。

それでは、議案第14号、議案の撤回について、を説明致します。

議案を撤回させた頂きたい議案は、先の7月7日開催の定例教育委員会で、議案第10号、「東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例について」として、承認を頂いた議案です。

議案の撤回の理由になりますが、前回の議案第10号、「東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、「東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則」の第1条第10号に規定する「教育予算、その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」として、教育委員会での審議及び承認が必要な事項です。

のことから教育委員会での審議議案として、先の教育委員会で審議を行いましたが、その改正する理由は、当該条例に係る改正条例で、以前の令和4年4月1日改正条例第9号においての観覧料の無料化による条例改正を行ったところですが、現条例の条文上で、観覧料が関係する条文上に「観覧料」がまだ残っていたことから、条文上での削除漏れがあったとして、その修正に係る条例の一部改正をお願いしたものでした。

しかしながら、その後、改めて令和4年4月1日改正条例第9号に係る当時の改正理由及び経過等を、再度、調査したところ、条例第7条上にあります「観覧料」は、当時の令和4年4月1日改正分の観覧料としては、第7条、第1項、資料館の展示資料を観覧しようとする者は、別表第1に掲げる観覧料を納付しなければならない。また、同条第2項で、「町長は資料館が主催する特別の展示会等について、その実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。」としており、この第2項をそのまま残しての条例改正を行っておりました。

よって、再度調査の結果、以前の条例での第7条第1項の観覧料に関する条文の整理は行われており、先の議案第10号「東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、「必要無い」ことが判明しました。

つきましては、前回の議案第10号は、既に承認を頂いた議案でありますので、その議案の撤回についての議案として、教育委員会の承認を求めるものです。説明は、以上です。

教育長

これから質疑を行います。ご質問等あればお願いします。

(教育委員からの質疑内容は省略。)

山口委員

別表第1は無くなつて、別表第2は残ることになるのか。

教育次長

資料4ページの補足資料を参照していただき、別表第1の「観覧料」は無くつて、従前の施設の「使用料」が別表第2から別表第1に置き換わるということになります。

川原委員

結局、前の条例文のままに戻すということになるのか。

教育次長

そのとおりです。改正する必要が無かつたことになります。

教育長

お分かりいただけたでしょうか。他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

では、これから議案第14号、議案の撤回についての承認を求める

お諮りします。議案第14号、議案の撤回については、審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第14号、議案の撤回については、提案のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 総合教育会議に係る協議案件について

教育次長

令和5年度の総合教育会議の準備を進めており、教育委員会からの協議事項として、4点、「令和5年度教育施策の執行状況について」、「小中一貫教育制度検討委員会設置について」、「東彼杵中学校校舎内部改修工事実施計画について」、「小中学校スクールバス導入計画検討について」を予定しています。

この他に、何か教育委員からのご提案やご意見等があればお願いしたい。

川原委員

昨年度の総合教育会議について、会議の中で教育委員会から説明した事項に、司会進行をされた総務課長から教育委員に意見を求める形があったが、既に教育委員会内では協議したうえで内容を把握している事案に対して意見を求められた。

協議内容も理解しており意見も無く、会議の進め方がおかしいのではと思った。

教育次長

昨年度の総合教育会議の議題としては、教育委員会で協議した案件を町長へ意見を求めるとした議案が殆どであったため、総務課長との会議進行の擦り合わせが不十分で、そのような形になったことは否めません。

会議の目的として、町長が提案する教育行政施策に対して教育委員会からの意見を聞くような議題、又は教育委員会が要望する教育施策に対する町長との意見交換等をする場でありますので、そのような調整を行うことにします。

教育長

この総合教育会議の場で、お互いに共通理解して進めていきたいと考えています。

教育次長

以上の4項目を教育委員会からの協議事項とすることよろしいか。

教育委員全員

了解される。

教育次長

関連があるので、その他の③総合教育会議日程調整について、検討をお願いしたいが、昨年度と同様に、9月定例教育委員会と併せて日程調整を行いたいと考えており、また日程を9月4日で町長部局と調整し予定していることで提案する。

教育委員全員

了解される。

(4) 報告事項

① 小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について

教育次長

小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について、第3回目の報告となります。先般の定例教育委員会で第2回の内容について報告をしましたが、時間もあまり無く協議が出来ませんでしたが、前回の資料内容とも含めて質疑をお願いしたい。報告を、専任の岩川先生から行う。

岩川専任職員

別添の資料、東彼杵町小中一貫教育導入に向けた準備業務報告（7月の取組）を基に説明を行う。

（別添資料をもとに説明）

教育次長

この小中一貫教育制度の導入について整理を行うが、これまでの協議検討の中に、中学校の統合に係る新校舎建設を絡めた検討を含み協議してきましたが、今後の協議から、一旦、新校舎建設の内容は切り離して進めたいと考えています。

先ずは、小中一貫教育の導入の主旨をきちんと整理した上で、今後の本町にあった小中一貫教育の導入の方針策定というところでの検討を進めて行きたいと考えていますので、委員皆さんからのご意見をお願いしたい。

教育長

先ずは、この検討の為の検討委員会設置要綱を整理する必要があります。

教育次長

この要綱は、次回の総合教育会議内でも町長部局との共通認識と理解を図りたいと考えています。

そして、その後、改めて教育委員会での議案承認を頂き、要綱制定後、委員の選任、年度末までに第1回目の会議を開催したいと考えています。

川原委員

まだ先のことになるが、検討委員会の立上げ後に、専門的な方などを呼んで、講義や説明会等の考えはあるのか。

岩川専任職員

先進地の視察を含め、学習会等の機会も当然必要になってくるので、今、情報収集を行っています。

川原委員

以前、総合型スポーツを立ち上げる時に、関係先や大学教授等に来てもらい、そのような機会を作っていました。

教育次長

先進的な事例を検討委員会の中でも案として出し合いながら、進めていきたい。また、今回の説明では、新校舎建設の検討を除いて、本来の目的とする小中一貫教育制度の導入といったところに絞って検討を進めて行きたい。

教育長

今日の資料にあります、山口市の基本方針は非常に参考になると思う。色々な課題を解決するための方策などよく整理されていますので、非常にモデルになると思います。

教育次長

資料3の検討委員会での検討事項案の内容ですが、この他には先ほどの山口市の事例なども参考にして頂き、色々な項目を挙げて頂ければと思います。

教育長

設置要綱案について、山口市の方針を参考にして、所掌事務の（3）の「小中一貫校の校舎及び施設・整備に関すること」で、「校舎及び施設・整備」を「施設形態」という形にしてはと思いますがどうでしょうか。

教育次長

「施設形態」との言い方が適當と思われますので、そのような形に修正させていただくことでよいでしょうか。

教育委員全員

了承を得る。

教育次長

要綱案については、先ほどの修正内容で、今度の総合教育会議での協議に提案することで、資料の準備を進めます。

② 全国学力調査の結果、考察について
山口指導主事

資料をもとに、全国学力調査の結果概要について報告を行う。
山口委員

英語のスピーチングはあってるのか。
山口指導主事

この前、全国のお試しで行われましたが、その結果は未だ反映されていないと思います。また、実践して行くにあたっても色々な課題があり、Wi-Fi 環境もかなり大きな負荷がかかる問題があります。

③ 東彼杵中学校校舎内部改修工事計画について
教育次長

資料により、説明を行う。
橋本委員

工事費の予算額が増えた理由はどのようなことか。物価高騰の影響があるのか。
教育次長

物価高騰の影響もありますが、この他にアスベスト対策に係る費用の増加が一番大きいといわれます。アスベストに係る法令が厳しくなり、これまで対応が必要だった内容まで、改修工事等で対策を講じる必要があります。このことが大きく影響しています。

④ 令和5年度地域学校協働本部活動の推進状況について
教育次長

資料により、説明を行う。

⑤ 7月行政報告について
教育次長

資料により、説明を行う。

⑥ 8月行事予定について
教育次長

資料により、説明を行う。

(4) その他

① 令和5年度東彼杵町学力向上研修会出欠確認について
開催日程及び当日の出欠状況を確認する。

② 臨時教育委員会開催について

開催日程及び当日の出欠を確認する。

③ 総合教育会議開催日程調整について

9月4日（月）13時30分から開催することで決定する。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を9月4日（月）の総合教育会議終了後の15時40分から開催することに決定する。

17時27分 閉会

議事録署名

令和5年9月4日

教育委員

山口直登

教育長

粒崎秀人